

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

英国

食品行政機構及び関連法令

1. 英国の EU 離脱の経緯	1
2. 日英包括的経済連携協定（日英 EPA）	1
3. 英国の食品行政機構.....	1
4. 英国の食品法に対する責任の分担	2
5. 英国食品法.....	2

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

1. 英国の EU 離脱の経緯

2017年	3月29日	英国、EU離脱通知。原則として通知から2年以内(2019年3月29日まで)に離脱協定締結。6月19日交渉開始。
2018年	3月19日	英EU: 離脱協定案公表。移行期間を2020年末まで設けることで合意。
	11月25日	特別欧州理事会: EU27か国が離脱協定案及び政治宣言案を承認。
2019年	5月24日	メイ首相が保守党党首辞任を表明(6月7日党首辞任)。
	7月23日	保守党党首選でジョンソン前外相が新党首に選出。24日に英国新首相に就任。
2020年	1月23日	英国: 女王裁可を経て、離脱協定実施法成立。
	1月24日	欧州議会: 離脱協定締結同意付与。
	1月29日	英EU: 離脱協定署名。
	1月30日	英EU: 離脱協定締結。
	1月31日	英国: EUから離脱。

(外務省資料「英国のEU離脱」より)

2. 日英包括的経済連携協定 (日英 EPA)

2020年10月23日、日本国政府と英国政府の間で、EU離脱後の英国との日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組み「日英包括的経済連携協定(日英EPA)」が署名された。この協定が2021年1月1日までに発効すれば、日EU・EPAとほぼ同じルールによる英国市場へのアクセスが維持される。

2019年	2月	日EU・EPA発効
2020年	1月31日	英国のEU離脱
	6月9日	日英EPA交渉開始
	9月11日	大筋合意
	10月23日	署名
	12月4日	国会承認
2021年	1月1日	日英EPA発効

(外務省資料「日英EPA」より)

英国は、2020年12月31日でEUからの離脱の移行期間を終え、2021年1月1日に完全離脱した。現在英国内で適用されているEU規則の大部分は、2018年EU離脱法(EU Withdrawal Act 2018)別表5(Schedule 5)に基づき英国法(<https://www.legislation.gov.uk/browse/eu>)に置き換えられ、2021年1月1日以降も同様の内容が英国内に適用される。このため、大部分においては完全離脱後も、現行のEU規則と同等の内容に準拠することが基本となる。

3. 英国の食品行政機構

○ 食品基準庁(Food Standards Agency: FSA) www.food.gov.uk

食品基準庁(FSA)は、英国政府管轄下の機関であり、食品分野における英国の公衆衛生の維持と管理を責務としており、ワインを含む、消費者に直接販売される全ての包装済み及びばら売り食品に関する安全性及び基準のあらゆる側面に対して責任を負っている。

又、新規食品/遺伝子組換え政策チームを通じて、食用及び動物飼料用の農業バイオテクノロジー製品の評価に関する英国の政策における指揮権を掌握している。

4. 英国の食品法に対する責任の分担

飼料と食品の安全性と基準は、英国では地方分権事項となっており、食品基準庁(FSA)は、イングランド、ウェールズ、北アイルランドの飼料・食品安全法の主要な部分について中央政府レベルで責任を持ち、イングランドとウェールズの関連する議会と北アイルランド議会のための専用のオフィスを持っている。

- イングランドでは、「使用期限」や「アレルゲン表示」等の食品の安全性に関する事項を除き、英国環境・食糧・農村地域省(Defra)が食品表示の責任を負っている。イングランドの栄養関連の食品法制については、保健省(DHSC)が中央政府の責任を担っている。
- ウェールズでは、金融庁が一般的な食品表示の責任を保持している。ウェールズ政府は、食品法制に栄養関連の責任を負っている。
- 北アイルランドでは、金融庁が一般的な食品表示と食品法制に関連する栄養に関する責任を保持している。

食品基準スコットランド(FSS)は、2015年4月1日にスコットランドの国の食品機関として設立され、以前はスコットランドのFSAが行っていた中央政府の機能に責任を持っている。従って、食品法ガイドにはスコットランドの食品法の詳細は含まれていない。2010年に導入された政府機関の変更に伴い、イングランド、ウェールズ、北アイルランド全体の食品法に対するFSAの責任はもはや調和されていない。

○ 環境・食糧・農村地域省(Department for Environment, Food and Rural Affairs: Defra)

<https://www.gov.uk/government/organisations/department-for-environment-food-rural-affairs>

英国環境・食糧・農村地域省(Defra)は、環境保護、食糧生産、食品基準、農業・漁業及び農村社会を主な所掌業務とする英国の行政機関であり、農業バイオテクノロジー(商業的作付け)や有機基準を含む国際貿易政策に対する全体的な責任を負っている。

動物又は植物(園芸)製品の輸入に関しては、動植物衛生庁(APHA)として知られる執行機関(Defraの監督下におかれている)によりサービス及び詳細な情報が提供される。

- 卵、乳製品、赤身肉、鶏肉、ゼラチン、蜂蜜、ペットフードを含む**動物性食品**の輸入規制。
- 植物、切り花、種まき、果物、および野菜を含む**園芸製品**の輸入規制。

○ 保健省(Department of Health and Social Care: DHSC)

<https://www.gov.uk/government/organisations/department-of-health-and-social-care>

保健省(DHSC)は、英国の行政機関の一つであり、国民の保健及び社会保障政策を担当する他、イングランドにおける国民保健サービス(National Health Service: NHS)を所掌業務とする。傘下には医薬品・医療製品規制庁(Medicines & Healthcare products Regulatory Agency: MHRA)等がある。

5. 英国食品法

2018年EU離脱法(EU Withdrawal Act 2018)は、英国のEU離脱に際する法的および事業の継続性を提供することを目的として成立した。

2018年EU離脱法により、直接適用される既存のEU法を**英国法**(<https://www.legislation.gov.uk/browse/eu>)に置き

換えることが可能となり、EU 離脱に関連して、およそ 800 もの法定文書が英国法で制定される過程にある。この法体系は「EU 法の維持」と呼ばれ、2020 年 1 月 31 日の「終了日」に発効。

輸入食品及び農産物領域における全ての法律制定は維持される EU 法に包含されるため、終了日以降も変更されない。将来的に英国が EU 法に酷似した状態から逸脱する可能性の度合は、EU との貿易協定の条件により異なる。

(1) EU 規則(Regulation)と指令(Directive)

EU の食品法は、「規則(Regulation)」と「指令(Directive)」及びそれらを実施するための規則で構成される。指令(Directive)は達成すべき結果を規定しているが、各加盟国は指令を国内法に置き換える方法を自由に決められる(通常、採択後 2~3 年以内)。規則(Regulation)は置き換えを必要とせず、全体に拘束力があり、全ての加盟国で定められた日に自動的に発効する。

EU 法の改正は、個別の規則と指令として公表。統合された文章、即ち、基本的な法律措置とその後の改正をまとめた集約は、欧州委員会の Eurlex ウェブサイト(<https://eur-lex.europa.eu/homepage.html>)にて入手可能である。EU 法は、EU-27 で使用されている 24 の公用語に翻訳され、翻訳され次第、官報に掲載される。このガイドで法律が照会されている場合は、以降全ての改正が適用されることを意味する。

(2) EU 「食品衛生パッケージ」:

2002 年に欧州食品法(Regulation(EC)No 178/2002)が採択された。その第 1 章において、同法の目的は『国民への高度な健康保護を確実にする根拠を提供する』こととし、第 2 章においては、食品事業者に対して『食品事業者は製造、加工、配送等の全ての過程において、自社製品が食品法によって定められた要件を満たしていることを保証し、証明しなければならない。更に、原料の供給から配送までの全ての過程に対するトレーサビリティ』を求めている。

「欧州食品法」が成立し、同法の下で、細かく複雑化した食品安全に関する規定の整理・調和・単純化が図られ、2004 年 4 月 29 日、いわゆる「食品衛生パッケージ Food Hygiene Package」を採択し、2006 年 1 月 1 日の同パッケージの施行により、食品安全法令が抜本的に改正され、新しい EU 食品安全法制の体系が完成した。

現在の EU 食品安全法制の体系は、欧州食品法(規則 178/2002)の傘の下で、以下の 2 本の指令(Directive)及び 4 本の規則(Regulation)を核として「衛生パッケージ」が成立している。

- 動物起源食品に関して家畜衛生規制を強化する指令(指令 2002/99/EC)
- 「衛生パッケージ」の導入に伴い、従来の指令を廃止・改正する指令(指令 2004/41/EC)
- 全ての食品産業事業者に対して適用される一般食品衛生規則(規則 852/2004)
- 動物起源食品を取扱う食品産業事業者に対して適用される動物起源食品特別衛生規則(規則 853/2004)
- 動物起源食品を統制する所管官庁に対して適用される動物起源食品特別公的統制規則(規則 854/2004)
- 一般の食品(及び飼料)を統制する所管官庁に対して適用される公的統制規則(規則 882/2004)(規則 854/2004 の補足)

(3) HACCP 原則に基づく衛生管理:

全ての食品産業事業者(Food Business Operators: FBOs)に対して適用される食品衛生に関する規則(Regulation(EC)No 852/2004)の第 4 条では、食品事業者(FBO)は、その付属書 I と II に詳述された一般的な衛生要件を遵守することが求められ、これらの要件は、Regulation(EC)No 853/2004 で規定されている動物由来の食品に関する特定の衛生要件によって補完されている。これらの要求事項は、国際的な枠組み(例: WHO、FAO、コーデックス、ISO 等)における前提条件プログラム(Pre-requisite program: PRP、付録 1 の定義を参照)と呼ばれるものを表している。

Regulation(EC)No 852/2004 の第 5 条は、全ての食品事業者(FBO)に対し、恒久的な「HACCP に基づく手順」又は「HACCP の原則」を導入し、実施、維持することを要求している。HACCP の原則は、一般的に食品で発生する可能性

のある危険を管理するための食品事業者にとって有用なツールであると考えられ、国際的にも認められている。

1993年にコーデックス食品規格委員会(Codex Alimentarius Commission: CAC)が「HACCP方式の適用に関するガイドライン」(Guidelines for the Application of the Hazard Analysis Critical Control Point System)を採択し、コーデックスの行動規範に組み入れたことにより、HACCPは国際的に共通な食品衛生管理システムとして位置付けられた。

EUの食品衛生に関する規則(Regulation(EC)No 852/2004)では、同HACCP方式の7原則全ての内容をそのまま条文に盛り込んでおり(上記規則第5条2項)、コーデックス食品規格委員会(CAC)のガイドラインに沿ったHACCPの完全な実施を意図している。

欧州食品法(Regulation(EC)No 178/2002)に定められた原則(リスク分析アプローチ、予防原則、透明性/コミュニケーション、食品事業者(FBO)の主な責任、及びトレーサビリティ)と合わせて、前述の2つの条文は、食品事業者(FBO)が遵守すべき欧州食品安全マネジメントシステム(Food Safety Management System: FSMS)の法的基盤となっている。